

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
国		第3期計画(R4～8)						第4期計画(R9～13)						
県			第3期計画(R5～9)						第4期計画(R10～14)					
市	第2期計画(R3～7)					R11 中間見直し 第3期計画(R8～15)								

国・県・市ともに現行計画の計画期間は5年であり、市の計画策定にあたっては、国の計画を参酌し、県と連携を図りながら対応することが望ましいとされている。本市ではスポーツ推進計画の前身である「スポーツ振興計画」を平成23年に策定して以降、5年ごとに計画の見直しを行ってきたことから、国や県と策定期間が大幅にずれており、市の計画を策定した翌年度から国の計画見直しが始まるスケジュールになっている。

この状況を是正するため、次期計画の計画期間については従来の5年ではなく、令和8年度～令和15年度までの8年間とし、中間の4年目にあたる令和11年に国・県の第4期計画内容を踏まえた中間見直しを行う。そうすることで、計画策定時に国や県の最新の計画を参酌することが可能になる。